

八王子市立別所中学校 PTA 会則

第 1 章 総 則

第 1 条 名称 及び 事務所

本会は、八王子市立別所中学校 PTA と称し、事務所を別所中学校に置く。

第 2 条 目的

本会は、会員の協力のもとに学校と家庭と社会における子どもの豊かな成長をはかり、会員相互の親睦と子どもの教育に必要な教養と理解を深めることを目的とする。

第 3 条 方針

- (1) 本会は、教育を旨とする民生的で自主独立の団体として活動する。
- (2) 本会は、特定の政党、宗教活動及び営利行為を行わない。
- (3) 本会は、目的を同じくする他の機関及び団体と協力する。
- (4) 本会は、学校の人事、その他には干渉しない。

第 4 条 事業活動

- (1) 本会は、学校と家庭及びその地域との連携を深め、教育上必要な連絡と懇談等を行う。
- (2) 本会は、子どもをとりまく教育的環境の整備を図る。
- (3) 本会は、学校教育への援助及び活動を行う。
- (4) 本会は、会員相互の親睦と教養を深めるための活動をする。

第 2 章 会 員

第 5 条 本会の会員は、八王子市立別所中学校生徒の父母またはこれに代わる保護者及び教職員とする。

第 3 章 会 計

第 6 条 本会の運営、事業活動に充てるため、会員は会費を納入する。会費は 1 世帯あたり年間 2,000 円とする。ただし、転入の会員については時期に応じ次の通りとする。

転入・転出の時期	転入の場合の納入額	転出の場合の返金額
1 学 期	2,000 円	1,000 円
2 学 期	1,000 円	0 円
3 学 期	0 円	0 円

第 7 条 本会の会計年度は、4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第4章 役員及び会計監査

第8条 構成

本会に次の役員及び会計監査を置く。

- (1) 会長 1名 (保護者)
- (2) 副会長 3～5名 (保護者2～4名及び教職員1名)
- (3) 書記 3名 (保護者2名及び教職員1名)
- (4) 会計 3名 (保護者2名及び教職員1名)
- (5) 会計監査 2名 (保護者)
- (6) 特別役員 若干名 (常設ではない) ※役員細則参照

第9条 任期

- (1) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 会計監査の任期は1年とする。ただし、原則としてその再任を認めない。

第10条 任務

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、総会、役員会及び運営委員会を招集することができる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- (3) 書記は、本会の会務を記録し、その保管に当たる。
- (4) 会計は、本会の会計事務に当たる。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査し、総会及び運営委員会に報告する。

第11条 選出

- (1) 会長、副会長、書記及び会計は、選考委員会が選出し、総会の承認を得る。
- (2) 役員選出候補者は、次年度1, 2, 3学年の保護者とする。
- (3) 役員の欠員は必要に応じて補充する。
- (4) 会計監査は、役員会が推薦した者の中から選考委員会が選出し、総会の承認を得る。

第5章 学年代表委員

第12条 構成

本会に次の学年代表委員を学級数×3名置く。(人数は年度による)

- (1) 広報委員 3名程度
- (2) 卒業対策委員 8名程度
- (3) サポーター管理委員 14名程度 (人数はサポーターの内容による)
- (4) 選考委員 5名程度
- (5) A組委員 2名程度

第13条 任期

学年代表委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第14条 任務
学年代表委員の任務は、第8章「委員会」に定める通りとする。

第15条 選出
(1) 学年代表委員は、各学年から、その学年の学級数×3名を選出する。(人数は年度による)
(2) 選出は4月末までに行う。

第6章 総会

第16条 総会は、本会の最高の決議機関とする。

第17条 総会は、毎年1回年度初めに開催する。ただし、運営委員会が必要と認めた場合又は会員の5分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開催する。

第18条 定足数は、会員の3分の1とし、委任状もその数に加える。

第19条 議決は、出席者の過半数により行う。

第20条 総会は、次のことを行う。
(1) 活動報告及び決算報告の承認
(2) 役員及び会計監査の承認
(3) 年間活動方針及び予算案の承認
(4) その他必要事項

第7章 運営委員会及び役員会

第21条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関で、会務の執行に必要なことを行う。原則として月1回行う。

第22条 運営委員会は、役員並びに学年代表委員により構成する。

第23条 運営委員会は、必要な場合は他の委員会を設けることができる。

第24条 役員会は、運営委員会に提出する案件等を検討し、作成するため、必要に応じて開催する。

第8章 委員会

第25条 広報委員会
広報委員会は、広報委員及び担当教職員により構成し、広報誌の作成を行う。なお、写真サポーターを募集し、当該写真サポーターと協力して行うことができる。

第26条 卒業対策委員会

卒業対策委員会は、卒業対策委員及び担当教職員により構成し、卒業式に向けて活動を計画して、実施する。

第27条 サポーター管理委員会

- (1) サポーター管理委員会は、サポーター管理委員及び担当教職員により構成し、各種サポーター活動に参加するサポーターの調整を行う。
- (2) サポーターが必要なサポーター活動については、前年度に計画し、計画を参考にしてサポーターを募集する。各サポーター活動は参加人数に応じて可能な範囲で実施する。
- (3) 計画にないサポーター活動についても必要に応じて募集可能とする。

第28条 選考委員会

- (1) 選考委員会は、選考委員及び担当教職員により構成する。
- (2) 選考委員会は、次期役員候補者、学年代表委員候補者及び会計監査候補者を選出する。
- (3) 選考委員会は、2月末までに設置し、次期役員候補者及び会計監査候補者を総会に報告し、承認された後解散する。

第29条 A組委員会

- (1) A組委員会は、A組委員及び担当教職員により構成する。
- (2) A組委員会は、活動を計画し、実施する。
- (3) A組委員会は、運営委員会の活動内容をA組の会員に対して報告する。

第9章 慶弔

第30条 (1) 本会は、会の名において次の通り慶弔を行う。

種別	対象	保護者 及び生徒	教職員
死亡	本人	5,000円	5,000円
	配偶者		5,000円
災害		3,000円	
結婚			3,000円
餞別			3,000円

(2) その他必要なことは役員会で協議し、運営委員会に報告し承認を得る。

第10章 補則

- 第31条 (1) 本会則の変更は、総会の議決を経て行う。
(2) 本会則に掲げる諸条則の実施について、細則が必要な場合は運営委員会の議決を経て定める。
運営委員会は、その結果を次期総会に報告しなければならない。

役員細則

- 第1条 役員の人数を状況により、増やすことができる。
本会の運営を円滑にする為に、会員の資格が無くなって2年以内の保護者及び現会員の保護者を特別役員に任命することができる。
- 第2条 特別役員は役員会が必要に応じて選出し協力を要請することができる。
- 第3条 総会后、役員会から要請された特別役員は、運営委員会の承認をもって活動することができる。
- 第4条 特別役員の任期は就任後の次の総会までとする。
- 第5条 会員は、在籍生徒1人につき、原則3年間で1回は学年代表委員を引き受けなければならない。
- 第6条 会員は、1年に最低1回はサポーターを引き受けなければならない。ただし、その年の役員及び学年代表委員、並びに役員細則第7条及び第8条(3)に定める免除対象者は除く。
- 第7条 役員経験者は、在籍生徒数に関係なく、任期満了後の役員及び学年代表委員の選出、並びにサポーター活動参加から免除される。
- 第8条 学年代表委員経験者に適用する免除規定は、次の通りとする。
(1) 受けた生徒が在籍中の年度に活動する場合に限り、役員を選出から免除される。
(2) 受けた生徒が在籍中の年度に活動する場合に限り、学年代表委員の選出から免除される。
(3) 活動した年度の翌年度1年間に限り、受けた生徒が在籍している場合、サポーター活動参加から免除される。
- 第9条 役員細則第7条及び第8条に定める免除規定にかかわらず、免除対象者による立候補は妨げない。

附則

本会則は、平成2年10月13日より施行する。
平成4年度総会第3号議案による改定は、平成4年5月17日より施行する。
平成5年度総会第3号議案による改定は、平成5年5月16日より施行する。
平成6年度総会第3号議案による改定は、平成6年5月1日より施行する。
平成9年度総会第3号議案による改定は、平成9年5月18日より施行する。
平成9年度総会第4号議案による改定は、平成10年4月1日より施行する。
平成20年度総会第1号議案による改定は、平成20年5月17日より施行する。
平成22年度総会第1号議案による改定は、平成22年5月15日より施行する。
平成27年度総会第1号議案による改定は、平成27年5月10日より施行する。
平成29年度総会第1号議案による改定は、平成29年5月13日より施行する。
令和2年度総会第1号議案による改定は、令和2年5月23日より施行する。
令和4年度総会第1号議案による改定は、令和4年4月25日より施行する。
令和4年度臨時総会第1号議案による改定は、令和5年4月6日より施行する。

令和5年度総会第1号議案による改定は、令和5年4月24日より施行する。
令和6年度総会第1号議案による改定は、令和6年4月1日より施行する。
令和7年度総会第1号議案による改定は、令和7年5月1日より施行する。
令和8年度総会第1号議案による改定は、令和8年5月1日より施行する。